

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条による改正 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年条例第20号）

改 正 前	改 正 後
（給料） 第2条 第2号会計年度任用職員の給料は、当該第2号会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であってこの条例に定める時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当_____及び通勤手当を除いたものとする。 2 （略） （期末手当） 第14条 第2号会計年度任用職員（<u>外国語指導助手を除き</u>、任期の定めが6月以上の者に限る。）の期末手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。 2・3 （略） （外国語指導助手の給料） 第16条 この条例の規定にかかわらず、英語指導等を行う外国語指導助手として任用されるものの給料は、月額として35万円以下の範囲内で任命権者が定める。 2 前項に定めるほか、外国語指導助手の給料の支給に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。	（給料） 第2条 第2号会計年度任用職員の給料は、当該第2号会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であってこの条例に定める時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び通勤手当を除いたものとする。 2 （略） （期末手当） 第14条 第2号会計年度任用職員（_____任期の定めが6月以上の者に限る。）の期末手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。 2・3 （略） （勤勉手当） <u>第14条の2 第2号会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の勤勉手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。</u> <u>2 前条第2項及び第3項の規定は、第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u> （特に必要と認める会計年度任用職員の給与） 第16条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し村長が特に必要と認める第2号会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

第2条による改正 第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）

改 正 前	改 正 後
第1号会計年度任用職員の報酬_____及び費用弁償に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、中札内村の会計年度任用職員の報酬_____及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。 （報酬） 第3条 （略） 2 第1号会計年度任用職員には、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬_____及び費用弁償を支給する。 3 （略） （時間外勤務報酬） 第4条 （略） 2 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務割増報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における時間外勤務報酬の額は、正規の勤務時間以外の勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、第1号会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。 3 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務以外の勤務における時間外勤務報酬の額は、正規の勤務時間以外の勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を	第1号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、中札内村の会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。 （報酬） 第3条 （略） 2 第1号会計年度任用職員には、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬、勤勉手当及び費用弁償を支給する。 3 （略） （時間外勤務報酬） 第4条 （略） 2 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務割増報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における時間外勤務報酬の額は、正規の勤務時間以外の勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、第1号会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。 3 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務以外の勤務における時間外勤務報酬の額は、正規の勤務時間以外の勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を

改 正 前	改 正 後
加算した割合) を乗じて得た額とする。 4 前3項の規定にかかわらず、週休日（任命権者が第1号会計年度任用職員について定める週休日をいう。以下同じ。）の振替により、あらかじめ第1号会計年度任用職員について割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した第1号会計年度任用職員に休日勤務割増報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。ただし、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間の合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については適用しない。 5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた第1号会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、その勤務が正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、100分の150（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。ただし、前項の規定により時間外勤務報酬が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあっては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。 6 時間外勤務代休時間（前項の規定により時間外勤務報酬を支給すべき第1号会計年度任用職員に対して、任命権者が定めるところにより指定する当該時間外勤務報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間をいう。以下同じ。）が指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に第1号会計年度任用職員が勤務しなかったときは、同項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間	加算した割合) を乗じて得た額とする。 4 前3項の規定にかかわらず、週休日（任命権者が第1号会計年度任用職員について定める週休日をいう。以下同じ。）の振替により、あらかじめ第1号会計年度任用職員について割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した第1号会計年度任用職員に休日勤務割増報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。ただし、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間の合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については適用しない。 5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた第1号会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、その勤務が正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務である場合にあっては、100分の150（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。ただし、前項の規定により時間外勤務報酬が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあっては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。 6 時間外勤務代休時間（前項の規定により時間外勤務報酬を支給すべき第1号会計年度任用職員に対して、任命権者が定めるところにより指定する当該時間外勤務報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間をいう。以下同じ。）が指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に第1号会計年度任用職員が勤務しなかったときは、同項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間

改 正 前	改 正 後
1 時間につき、<u>第 9 条</u>に規定する勤務 1 時間当たりの報酬の額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）から第 2 項及び第 3 項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務報酬を支給することを要しない。 （職務の級及び号給の基準） <u>第 7 条</u> （略）	1 時間につき、<u>第10条</u>に規定する勤務 1 時間当たりの報酬の額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）から第 2 項及び第 3 項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務報酬を支給することを要しない。 （勤勉手当） <u>第 7 条</u> 任期の定めが 6 月以上の第 1 号会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として村長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）の勤勉手当については、給与条例第14条の 4 の規定の例により算定した額に100分の85を乗じて得た額を支給する。この場合において、同条第 2 項中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第 2 項中「基準日現在において職員が受けるべき給料月額」は「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 月以内の第 1 号会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第 2 号会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 <u>2</u> 前項の場合において、任期の定めが 6 月に満たない第 1 号会計年度任用職員の 1 会計年度内における任期の合計が 6 月以上に至ったときは、当該第 1 号会計年度任用職員は、当該会計年度において、同項に規定する任期の定めが 6 月以上の第 1 号会計年度任用職員とみなす。 <u>3</u> 前 2 項に規定する第 1 号会計年度任用職員が前会計年度の末日まで本村の第 1 号会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第 1 号会計年度任用職員として再度任用されたときの在職期間の扱いについては、<u>在職期間を通算する。</u> （職務の級及び号給の基準） <u>第 8 条</u> （略）

改 正 前	改 正 後
(報酬の支給方法等) 第 8 条 (略) 2 ～ 4 (略)	(報酬の支給方法等) 第 9 条 (略) 2 ～ 4 (略)
(勤務 1 時間当たりの報酬額の算出) 第 9 条 (略) 2 (略)	(勤務 1 時間当たりの報酬額の算出) 第10条 (略) 2 (略)
(報酬の減額) 第10条 (略)	(報酬の減額) 第11条 (略)
(村長が特に必要と認める第 1 号会計年度任用職員の報酬等) 第11条 (略)	(村長が特に必要と認める第 1 号会計年度任用職員の報酬等) 第12条 (略)
(勤務 1 時間当たりの端数計算) 第12条 (略)	(勤務 1 時間当たりの端数計算) 第13条 (略)
(報酬からの控除) 第13条 (略)	(報酬からの控除) 第14条 (略)
(通勤に係る費用の弁償) 第14条 (略) 2 (略)	(通勤に係る費用の弁償) 第15条 (略) 2 (略)
(出張に係る費用の弁償) 第15条 (略) 2 (略)	(出張に係る費用の弁償) 第16条 (略) 2 (略)
(委任) 第16条 (略)	(委任) 第17条 (略)

改 正 前	改 正 後
別表第 2（ <u>第14条</u> 関係）	別表第 2（ <u>第15条</u> 関係）
（略）	（略）

第3条による改正 職員の育児休業等に関する条例（平成20年条例第3号）

改 正 前	改 正 後
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 （略） 2 職員の給与に関する条例第14条の4に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 （略） 2 職員の給与に関する条例第14条の4に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____ のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整） 第8条 育児休業をした職員（地方公務員法 _____ 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 _____ 第15条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。	（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整） 第8条 育児休業をした職員（地方公務員法 <u>（昭和25年法律第261号）</u> 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 <u>（昭和44年規則第13号）</u> 第15条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。